## 広島都市学園大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針

月5日制定、令和3年5月25日一部改正、令和3年11月4日一部改正)

この行動指針は、本学の学生と教職員が状況に応じて適切かつ柔軟に行動するための目安を示すものです。現段階がどのレベルにあるかについては、公式ホームページでお示しします。これに基づいて、皆様に は冷静かつ適切な行動をお願いします。なお、この指針に示す内容は、今後の状況によって変更する場合がありますので、日々、本学公式ウェブサイトでの確認をお願いします。大切なことは、自らが感染しないこと と他者にうつさないことです。そのためにも、いわゆる「3密」を避け、こまめな手洗い・消毒・マスクの装着を行うなど、常に油断することなく、「新たな生活様式」(厚生労働省)に沿った生活を習慣づけてください。

行動指針のレベルは、「通常(レベルO)」から「制限(レベル1~5)」の6段階に分け、各レベルに応じた諸活動に関する制限範囲の考え方を示したものです。各レベルの判断については、新型コロナウイルス感染の状況や政府・広島県の対応方法を参考として、本学で決定します。項目によっては学生や教職員の安全確保のため状況に応じて柔軟に判断し、レベルで提示された制限の例外措置をとる場合があります。

レベル	学生の入構	授業			図書館	教員の研究活動	勤務体制	尚由◆譯	学外者の入構	課外活動
レベル		(講義)	(演習)	(実習・実技等)	(貸出、館内閲覧等)	(学生への研究指導)	当月1951年刊	学内会議	(問い合わせ時)	床71/11到
0	通常の活動(ただし、「新たな生活様式」を踏まえたものとする)									
			原則として対面授業だし、3密を避けて実		制限付きでの開館(利用者は、要受付。開	通常通り (遠隔指導が困難と教		「3密」に留意した短 時間の対面会議 (非対面会議の推	可	<b></b>
	に許可された課外活 動以外禁止)				館時間、入室者数および滞在時間等を制限する)	員が判断した場合のみ 学内で指導)	通常勤務	奨)	П	要許可
	要許可	要許可非対面授業		原則として非対面授業		通常通り		「3密」に留意した短 時間の対面会議		原則禁止
_	(受講・研究活動・特に許可された課外活動以外禁止)	(ただし、対面授業 実施を避けがたい ものは3密を避けて 実施)		(ただし、施設の受入れ状況により、実施、延期または代替授業。)		(遠隔指導が困難と教員が判断した場合のみ学内で指導)	通常勤務	(非対面会議の推 奨)		(活動を避けがたい場合も、要許可)
	原則禁止	非対面授業				通常通り(ただし、在宅 勤務等を含む)	通常勤務	「3密」に留意した短 時間の対面会議		
3	(受講・研究活動で特に許可された以外禁止)		(ただし、オンライン 授業では対応が困 難な実践的な内容 に限り対面授業等 を実施。)	(ただし、施設の受入れ状況により、実施、延期または代替授業。)	(ただし、学生が教員の 許可を得て事前に連絡 があれば対応可)	(遠隔指導)	(ただし、感染状況 により交替制による 勤務)	(非対面会議の推 奨)	自粛を要請	禁止
4	禁止	非対面授業			休館	入室が不可避な研究に限り可	交替制による勤務	可能な限り対面会議を避ける	自粛を要請	禁止
						(遠隔指導)	(半数程度在宅勤務)	(非対面会議の積極活用)		
5	禁止	非対面授業			休館	入室が不可避な研究に限り可	大学施設の維持管 理要員のみ出勤	原則として非対面会議	自粛を要請	禁止
						(遠隔指導)	(上記以外は在宅勤務)	(オンライン会議、メール等活用)		

<sup>※</sup> いずれのレベルにおいても、「新しい生活様式」(厚生労働省)を踏まえ、油断のない行動をすること。

<sup>※</sup> この行動指針は、今後の状況等に応じて見直す場合があること。

<sup>※</sup> レベル4以上において、入室が不可避な研究活動に従事する場合には、事前に学科長又は専攻科長に届け出て許可を得ておくこと。